

石川県弓道審査実施要項（例規）

（石弓連規第 8号 62.3.24）
（石弓連規第 9号 63.2.24-都改正）
（石弓連規第 95-2号 7.2.5-都改正）
（石弓連規第 96-8号 8.2.4-都改正）
（石弓連規第 98-2号 10.1.20-都改正）

- 日」欄は明確に記入のこと（ ）して曜日も記入する。
オ、記載事項は、万年筆又はボールペンで記入する。（鉛筆書のものは受理しない） 註：「審査請求書」下方欄外の（注意）を確認のこと。
カ、級位受審の審査請求書には、最上端に赤マジック等で横線を引くこと。
(級位、段位の間違いを無くするために)

- (2) 審査請求書に虚偽の記載があった場合は、審査の結果が無効となることがある。また、審査請求書に記載漏、記載不適当がある場合は受理しない。
- (3) 射技、学科に遅刻したり、呼出しに応じない場合は、棄権とみなす。
- (4) 受審者は、全員開始時までに集合のこと（受審要領の説明がある）
- (5) 級位、段位とも審査は坐射とする。
- (6) 四段受審者は和服着用とする。（本座にて肌脱ぎ、襷がけをする）

9. 審査に当たって留意すべき事項

(1) 行射について

原則として次の(一)に該当する場合は、請求段級位に相応して、不合格となる場合があります。審査に臨むに当たり、十分練習すること。
なお、初段以上の弓の重なりは、認めません。各自専用の弓を用意すること。

ア、入退場の態度の良くないもの。

(例) 执弓の姿勢の悪いもの、末弦の高いもの、自信のない動作のもの。
イ、本座をとれないもの、射位を守れないもの。

(註) 前の射手に揃うように、但し、大前が間違っている場合を除く。
ウ、射技について、射法八節の一つでも欠けた行射をし、目立つもの。

(例) 早氣、極端に悪い残心（身）気力に欠けた射、等。

エ、「失」をした者。

◎矢こぼれ。

◎弦切れの場合の処理の出来ないもの。

オ、行射した矢が矢道にささったり、届かなかったり、幕に当たった者
カ、「間合い」の悪いもの。

(例) 「間のび」「間ぬけ」など極端なもの、また軽率な動作のもの。
キ、入退場の動作を間違ったもの。

(例) 左進右退を間違っているもの。余計な動作をするもの。

ク、召集に遅れたもの。

ケ、服装及び着衣の悪い者。

原則として受審者は、弓道衣、白足袋を着用のこと。

(2) 学科試験会場には、教本、参考書等の持込むことを厳しく禁じます。

違反のあった場合は、不合格とすることがある。